

令和2年4月10日

一部改訂 令和2年6月25日

西ノ島町から鴻池組・松江土建・渡辺工務店特別共同企業体に対しての要求について

◆西ノ島町新庁舎建設工事に関わる全社員の健康管理を徹底すること

(回答)

・7都府県の緊急事態宣言を受け、毎朝の検温を実施することとした。新たに出入りする業者は、会社に対して毎朝の検温の実施を依頼し、高体温等で体調不調の疑いのある者は入島させないこととした。

~~◆工事関係者が宿舎に帰ってからの不要不急の行動を控えること~~

~~(回答)~~

~~・既に、帰ってからの行動を控えるように徹底させている。~~

本項目を解除する。ただし、現場内をはじめ隠岐島内で新型コロナウイルス等の感染が確認された場合は、再度要求するものとする。

◆新型コロナ等感染症の疑いが確認された場合、直ちに工事をストップさせること

(回答)

・了承する。

◆現場内での手洗い、うがいを徹底し、適宜除菌を行うこと

(回答)

・了承する。